

6契第55号
令和6年7月1日

岡崎市競争入札参加資格者 各位

岡崎市長

建設コンサルタント等業務に係る入札の最低制限価格の算定式の改定について（通知）

平素より岡崎市の入札・契約制度に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

建設コンサルタント等業務に係る入札について、更なるダンピング対策を図るため、下記のとおり最低制限価格の算定方法の一部を改定いたしますので、御承知おきください。

記

1 改定内容

別紙のとおりです。

2 適用時期

令和6年7月1日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用いたします。

3 参考

最低制限価格の算定方法の詳細は、岡崎市建設コンサルタント等業務最低制限価格運用要領を御確認ください。

要領別表 建設コンサルタント等業務 (カッコは改定前のもの)

業務区分	項目 1	項目 2	項目 3	項目 4	上限率	下限率
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5(4.8)を乗じて得た額		10分の8.2	10分の6
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	10分の8.1(8)	10分の6
土木関係の建設コンサルタント業務 (積算根拠に基づき右のいずれかを選定する)	直接業務費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額			
	直接原価の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5(4.8)を乗じて得た額			
地質調査業務	地質調査業務費(一般)の内、直接調査費の額	地質調査業務費(一般)の内、間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	地質調査業務費(解析)の合計額に10分の8を乗じて得た額	地質調査業務費(一般)の内、諸経費の額に10分の5(4.8)を乗じて得た額	10分の8.5	3分の2
補償関係コンサルタント業務 (積算根拠に基づき右のいずれかを選定する)	直接業務費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額		10分の8.1(8)	10分の6
	直接原価の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5(4.5)を乗じて得た額			

- ※ 税抜予定価格の算出に際して、複数の業務区分を対象とすることがある。
- ※ 各業務区分の上限額は、当該業務区分に係る税抜予定価格算出の基礎となる額に当該上限率を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、同下限額は、当該業務区分に係る予定価格算出の基礎となる額に当該下限率を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)とする。